

原 安 第 4 5 4 号
令和元年(2019年)10月18日

NPO 法人食品と暮らしの安全基金
代表 小若 順一 様

佐賀県知事 山口 祥義

質問状に対する回答について

2019年10月1日付けで提出のあった質問状については、別紙のとおり
回答します。

2019年10月1日付け質問書への回答について

1. 貴自治体にある原発は、上からドローンで爆弾を落されたとき、格納容器や配管、関連機器が損傷しない対策を取っていますか。

2. 対策を取っているなら、どのような対策で、どこがどう損傷しないようにしているのですか。

3. 貴自治体にある原発も、ドローンで爆弾攻撃されたときに備えて、弱い部分を2重構造にして、中国の「華龍1号」と同レベル以上の安全性を確保すべきと考えます。この意見に賛成されますか。

(答)

新規制基準では、故意による大型航空機の衝突やテロも含め、どのような事態が発生するか予測できないような事態にも備え、原子力発電所の施設が大規模に損壊した場合の対策として、可搬型の重大事故等対処設備を配備することなどが要求されており、玄海3、4号機では、新規制基準で求められたレベルの安全性は確保されていると認識しています。

また、玄海原子力発電所3、4号機では、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心が著しく損傷する状況を想定し、特定重大事故等対象施設の設置が計画されています。

- なお、発電用原子炉を攻撃されるような事態は、施設に対する規制で対応するような性質のものではなく、外交、防衛など、国家としてあらゆる手段を用いてこれを防止すべき問題だと考えます。
- 新規制基準において、爆弾等により格納容器や配管等そのものが損傷しないような対策は要求されていないと認識しています。
- 原子力発電において、安全性の向上に終わりはないと考えています。
- 原子力規制委員会においては、引き続き、最新の科学的知見を絶えず収集、分析し、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて基準へ反映させて事業者へ追加対策を求める等、更なる安全性向上に取り組んでいただきたいと思います。